

制定 令和 2 年 7 月 3 日

「近畿ローカル 5 G 推進フォーラム」開催要綱

1. 目的

ローカル 5 G は、地域の多様なニーズに応え、利用が本格化することが期待されている。今後、利用可能な周波数の拡大等も予定されていることを踏まえ、本フォーラムは、ローカル 5 G に関する情報の共有を図るとともに、地域社会の課題解決のために最適なローカル 5 G の導入を促進するため、ローカル 5 G に関心を寄せる地方公共団体、企業等の結節点となり、近畿管内のローカル 5 G の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 名称

本会は、「近畿ローカル 5 G 推進フォーラム」と称する。

3. 主な活動内容

本フォーラムは、上記の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) ローカル 5 G に関する情報の共有。
- (2) 近畿管内のローカル 5 G の活用に向けた多様なプレイヤーの協業による社会実装の促進。
- (3) その他、本フォーラムの目的達成に必要な活動を行う。

4. 構成

- (1) 本フォーラムは、本フォーラムの目的に賛同し、上記の活動を遂行するため、参加を希望した者により構成する。
- (2) 本フォーラムに、座長を置く。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (4) 本フォーラムに、オブザーバーを置くことができる。

5. 運営

- (1) 座長は、本フォーラムを招集し、主宰する。
- (2) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在の時は座長に代わって本フォーラムを招集し、主宰する。
- (3) 座長は、必要があるときは構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

6. 期間

本会の活動年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とし、令和 4 年 3 月 31 日まで活動する。

7. 事務局

本フォーラムの事務局は、近畿総合通信局情報通信部情報通信振興課及び無線通信部電波利用企画課に置く。

8. その他

本フォーラムに係る経費及び本要綱に定めのない事項で、本フォーラムにおける必要な事項は、近畿総合通信局において別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 3 日から適用する。